国際エネルギースタープログラム制度運用細則

２０２６０２１３資第１号（一部改正）
２０２５０７２３資第６号（一部改正）
２０２５０１３１資第７号（一部改正）
２０２１０１２５資第２号（一部改正）
２０２００３１１資第６号（制定）

国際エネルギースタープログラム制度運用細則は次のとおりとする。

１．総則

本細則は、国際エネルギースタープログラム制度要綱（以下「要綱」という。）において、別に定める事項等、国際エネルギースタープログラム制度を実施するために必要な事項について規定する運用細則である。

２．対象製品に関する基準

要綱５、７、１０．（１）、１２及び１３に規定する別に定める対象製品に関する基準は別表第１のとおりとし、別表第２で規定する測定方法で測定しなければならない。

３．国際エネルギースターロゴ使用製品届出書

要綱７の「製品届出書」は様式第１のとおりとする。

４．変更の届出

参加事業者は要綱７の規定により提出をした「製品届出書」の記載事項の変更が生じた場合には、変更があった事項について、速やかに様式第２による届出書に記載し、経済産業大臣に届け出なければならない。

５．国際エネルギースターロゴ使用に関する規定

要綱１２の規定は別表第３のとおりとする。

６．対象製品の定義の補足

要綱４に規定する対象機器の定義を以下のとおり補足する。

なお、次の（１）から（４）の本文中の用語のうち、別表第１－１から別表第１－４中の「用語の定義」において定められているものについては、その「用語の定義」のとおりとする。

（１）コンピュータ

論理演算やデータ処理を実行する機器。コンピュータは、最低でも１）動作を実行する中央演算処理装置（CPU)、２）キーボード、マウス、タッチパッドなどのユーザー入力装置、及び３）情報

を出力するための表示スクリーンで構成される。本基準におけるコンピュータは、据え置き型又は携帯用機器であり、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ、スレート／タブレット、ポータブルコンピュータ、ワークステーション、シンクライアントを含む。コンピュータは、上記の２）及び３）に記載されているように、入力装置及び表示装置の使用が可能でなければならないが、出荷時にこれらの装置を含む必要はない。

（２）ディスプレイ

多くの場合において単一きょう体に収められている表示スクリーンとその関連電子装置からなる市販の電子製品であり、主機能として、１）１つ又は複数のVGA、DVI、HDMI、ディスプレイポート、IEE1394、USB等の入力によるコンピュータ、ワークステーション又はサーバからの視覚情報、２）USBフラッシュドライブ、メモリカード等の外部記憶装置からの視覚情報、あるいは３）ネットワーク接続からの視覚情報を表示する。

（３）画像機器

１）プリンター

電子入力から用紙に出力することが主な機能の機器であり、単独のユーザー又はネットワークに接続しているコンピュータ、あるいはその他の入力装置（デジタルカメラ等）からの情報を受信する能力を有し、使用場所において複合機に拡張可能なプリンターを含めて、プリンターとして販売されるものを対象とする。対象となるプリンターは、壁コンセントから又はデータ接続若しくはネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

２）スキャナ

画像原本を、主にパーソナルコンピュータ環境において保存、編集、変換又は送信が可能な電子画像に変換する機器であり、スキャナとして販売されるものを対象とする。対象となるスキャナは、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

３）複合機

プリンター及びスキャナを主機能とする単一きょう体あるいは機能的に統合された構成装置である機器であり、複合機能製品（MFP：multifunction product）を含め、複合機として販売されるものを対象とする。複合機の複写機能は、ファクシミリに見られる「簡易複写」とは異なる。対象となる複合機は、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

４）デジタル印刷機

デジタル複製機能を用いたステンシル印刷方法による、完全自動化された印刷システムの機器であり、デジタル印刷機として販売されるものを対象とする。対象となるデジタル印刷機は、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

５）業務用プリンター又は業務用複合機

次のa）からm）の特長を有し、販売用製品を生産するプリンター又は複合機。

a）秤量 141 g／m^2以上を有する用紙のサポート可能

b）A３処理可能

c）製品がモノクロの場合、モノクロ製品速度 86 ipm 以上

d）製品がカラーの場合、カラー製品速度 50 ipm 以上

e）各色に対するプリント解像度 600×600 ドット／インチ（dpi）以上

f）ベースモデルが 180kg を超える重量

製品の標準又は付属品として含めた、下記に追加する特長のうち、カラー製品の場合は５項目、モノクロ製品の場合は４項目を満たす製品

g）用紙容量 8,000 枚以上

h）デジタルフロントエンド

i） パンチ穴開け機能

j） 無線綴じ（くるみ製本）又はリング綴じ（ステープル綴じを除く類似のテープ又はワイヤ綴じ）機能

k）DRAM 1,024MB 以上

l） 第三者による色認証（製品がカラー印刷可能な場合は IDEAlliance Digital Press Certification、FOGRA Validation Printing System Certification、又は Japan Color デジタル印刷認証など）

m）コート紙対応

（４）コンピュータサーバ

クライアント装置（例：デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ、シンクライアント、無線装置、PDA、IP電話機、他のコンピュータサーバ、又は他のネットワーク装置）のためにサービスを提供し、ネットワーク化されたリソースを管理するコンピュータ。企業等の物品調達経路で販売され、データセンター及びオフィス／企業環境で使用する。キーボードやマウスのような入力装置の直接接続とは対照的に、主にネットワーク接続を介してアクセスを行う。

対象となるコンピュータサーバは、次の①から⑥の定義を全て満たしていなければならない。

① サーバとして市場に提供され販売されている。

② １つ又は複数のコンピュータサーバオペレーティングシステム（OS）及び／又はハイパーバイザー対応として設計、公表されている。

③ 使用者が設定するアプリケーションの実行を本質的な目的とし、一般的に企業向け（ただしこれに限定されない）である。

④ 誤り訂正符号（ECC：error-correcting code）又はバッファ付きメモリ（バッファ付き二重インラインメモリモジュール（DIMM）及びバッファ付きオンボード（BOB）構成の両方を含む）への対応を提供する。

⑤ １つ又は複数の交流－直流又は直流－直流電源装置とともに販売される。

⑥ 全てのプロセッサはシステムメモリを共有することができ、OS又はハイパーバイザーに見えるように設計されている。

附　則（２０２００３１１資第６号）

この細則は、令和２年６月１日から施行する。

附　則（２０２１０１２５資第２号）

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（２０２５０１３１資第７号）

この細則は、令和７年９月１日から施行する。

附　則（２０２５０７２３資第６号）

この細則は、令和７年９月１日から施行する。

附　則（２０２６０２１３資第１号）

この細則は、令和８年１０月１日から施行する。